

## 4 都市計画市素案の縦覧及び公聴会について

都市計画市素案については、次の場所で縦覧できます。また、皆様のご意見をお聴きするため、公聴会を開催しますので、公述を希望する方はお申し出ください。

### (1) 都市計画市素案の縦覧及び公聴会の公述申出の受付

期 間	場 所	縦覧(受付)時間
平成23年9月5日(月)から 平成23年9月20日(火)まで 【土、日、祝日を除く】	横浜市建築局都市計画課 〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1JNビル5階	午前8時45分から 午後5時15分まで

※縦覧期間中は、保土ヶ谷区役所区政推進課で、「都市計画市素案の写し」をご覧になれます(午前8時45分から午後5時まで)。

また、都市計画課のホームページで「都市計画市素案の概要」をご覧になれます。

※公述申出書の提出は、9月20日(火)必着です。都市計画課へ持参又は郵送で提出してください。

また、都市計画課ホームページから電子申請により、公述申出をすることができます。

(公述申出書は、9月5日(月)から都市計画課、保土ヶ谷区役所区政推進課の窓口で配布します。また都市計画課ホームページからも入手できます。)

※公述を希望する方が10名を超えた場合は抽選を行います。

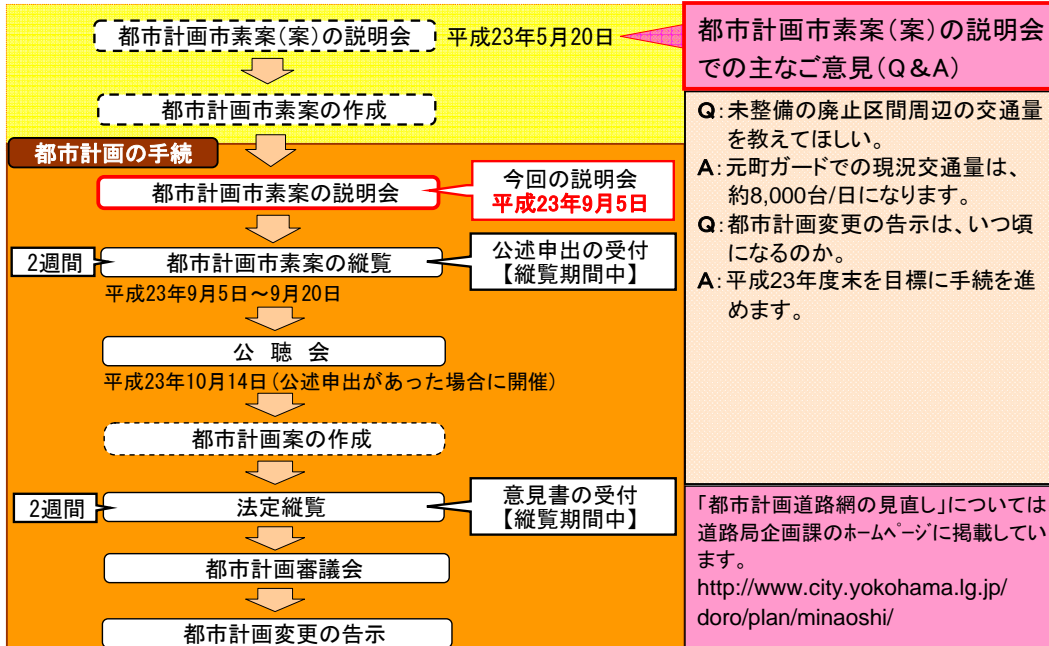
### (2) 公聴会の日程及び会場 ※公述申出があった場合に開催

開 催 日	時 間 ( 予 定 )	会 場
平成23年10月14日(金)	午後7時 ~ 午後9時	初音が丘地区センター 中会議室

※公聴会の開催の有無については、9月22日(木)以降に都市計画課へ直接お問い合わせいただくか、都市計画課ホームページでご確認ください。

※公聴会の傍聴に事前申込は不要ですので、直接会場にお越しください。

## 5 主な手続と流れについて



### 都市計画市素案(案)の説明会 での主なご意見(Q&A)

- Q: 未整備の廃止区間周辺の交通量を教えてください。
- A: 元町ガードでの現況交通量は、約8,000台/日になります。
- Q: 都市計画変更の告示は、いつ頃になるのか。
- A: 平成23年度末を目標に手続を進めます。

「都市計画道路網の見直し」については、道路局企画課のホームページに掲載しています。  
<http://www.city.yokohama.lg.jp/doro/plan/minaoshi/>

〈計画内容について〉  
 道路局企画課都市計画道路担当  
 〒231-0017 横浜市中区港町1-1  
 TEL 045-671-4306 FAX 045-651-6527

〈都市計画手続について〉  
 建築局都市計画課  
 〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1JNビル5階  
 TEL 045-671-2657 FAX 045-664-7707  
 URL <http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/kikaku/cityplan/>

## 横浜市からのお知らせ

平成23年8月



# 都市計画道路保土ヶ谷二俣川線の都市計画市素案について ～ 説明会を開催します～

## 1 説明会の開催について

横浜市では、都市構造や社会状況などの変化に対応するため、平成16年度から将来の道路ネットワークとなる都市計画道路網の見直しを進め、平成20年5月に「都市計画道路網の見直しの素案」として取りまとめ公表しました。

このうち今回は、都市計画道路保土ヶ谷二俣川線の一部区間を廃止する変更を行います。

つきましては、変更内容、今後の手続などについて説明会を開催します。

開 催 日	時 間 ( 予 定 )	会 場
平成23年9月5日(月)	午後7時 ~ 午後9時	初音が丘地区センター 中会議室



※事前申込は不要です。  
 直接会場にお越しください。  
 ※横浜市からの説明は30分程度を予定しています。その後、質疑等の時間を設けますが、質疑の状況により終了時間が早まる場合があります。  
 ※来場の際は公共交通機関等をご利用ください。

- ◆相鉄バス停「うぐいす橋」下車徒歩4分 (JR保土ヶ谷駅東口発二俣川駅北口・美立橋行き)
- ◆市営、神奈中バス「元町橋交番前」下車徒歩6分 (JR保土ヶ谷駅東口発戸塚方面行き)

(注) 駐車場は予約制です。直接地区センターまでお問い合わせください。  
 《初音が丘地区センター TEL: 045-352-3992》

## 2 都市計画変更の理由

保土ヶ谷二俣川線は、保土ヶ谷区岩崎町の保土ヶ谷常盤台線を起点とし、旭区本村町の横浜厚木線を終点とする延長約6,040m、代表幅員11m、車線数2車線の都市計画道路で、本市郊外部の市街化を踏まえ、自動車交通の円滑化を図るため昭和32年に都市計画決定を行っています。

本路線は、国道1号線に繋がる保土ヶ谷常盤台線と、国道16号線に繋がる横浜厚木線を結ぶ重要な補助幹線道路で、地域交通の円滑化に資する道路としての役割を担っており、起点から約360m区間と終点から約420mが未整備、その隣接区間約400mが事業中、その他の区間約4,860mは整備済となっています。今回、変更候補としたのは起点から約360mの未整備区間です。

当該区間は、JR東海道線と並行し保土ヶ谷常盤台線に取り付く未整備区間ですが、都市計画施設以外を含め、既存ストックによる機能代替の可能性を幅広く検証した結果、交差点からJR東海道線の新厚木架道橋(元町ガード)を通り国道1号線に繋がる既存の道路等は、保土ヶ谷二俣川線とほぼ同等の交通機能を有して、これら既存の道路でネットワークが形成されています。このため、周辺の道路のネットワークにより当該路線の交通機能は代替できるため、当該未整備区間を廃止します。

また、この廃止区間と合わせて隣接する整備済区間を、都市計画道路ネットワークが形成される環状2号線まで廃止することとします。

〔保土ヶ谷二俣川線の当該区間については、「都市計画道路網の見直しの素案」で「変更候補」としていましたが、これらの理由により、都市計画の区域を「廃止」することとして手続を進めます。〕

この『お知らせ』は、保土ヶ谷二俣川線の廃止区間のうち、起点から元町ガードまでの都市計画線から概ね50mの範囲の地域の皆さまにお配りしています。



### 3 都市計画変更の概要について

## 3・6・5号保土ヶ谷二俣川線 廃止区間(約2,460m)

この区間については既に整備されているため、保土ヶ谷二俣川線の都市計画の区域が廃止されても、現況の道路は変わりません。

この区間を都市計画道路として整備することはありません。

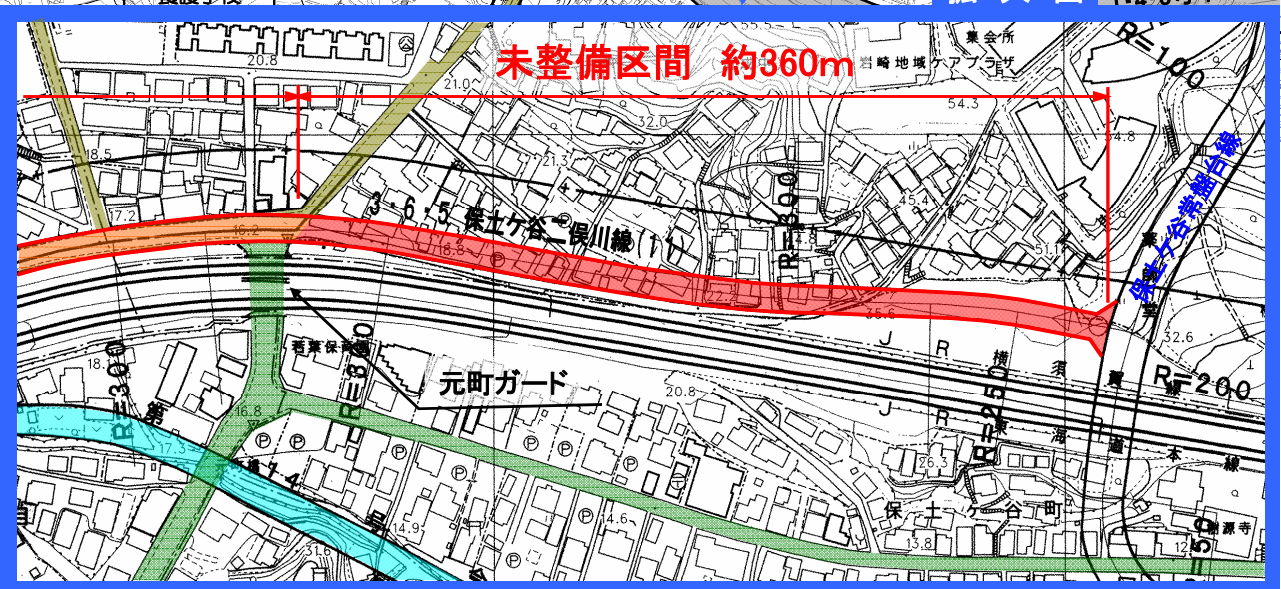
整備済区間 約2,100m

未整備区間 約360m



変更前の都市計画		変更後の都市計画	
起 終 点	保土ヶ谷区岩崎町 ～旭区本村町	起 終 点	保土ヶ谷区今井町 ～旭区本村町
延 長	約6,040m	延 長	約3,580m

【横浜市地形図複製承認番号 平23建都計第9004号】



#### 【 凡 例 】

- 廃止区間(未整備区間)
- 廃止区間(整備済区間)
- 代替となる既存の道路
- 整備済の都市計画道路
- 未整備の都市計画道路
- 都市計画河川(今井川)
- 主な現道

◆今回の都市計画変更に伴う関連事項について  
 【建築許可について】都市計画施設の区域内で家屋等の建築を行う場合、都市計画法第53条の許可を得る必要がありますが、今回の都市計画変更の手続により、都市計画施設の区域から除外された場合は、この許可を得る必要はなくなります。